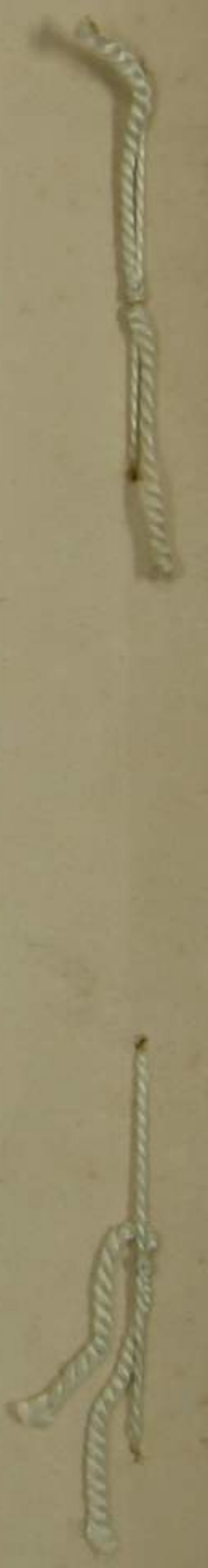


土地工業商業納稅者ノ  
貴族院議員互選ニ關ル規則

機密

大隈

1907



114  
A2602



土地工業商業納稅者、貴族院議員  
互選ニ関ル規則

第一章 資格

第一條 各府縣ニ於テ滿三十歳以  
上ノ男子ニシテ互選名簿調製ノ  
期日ヨリ前滿五年以上其ノ府縣  
内ニ本籍ヲ定メ引續キ住居シ土  
地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接  
國稅ヲ納ムル者十五人ハ貴族院  
令第一條第五項ニ依リ貴族院議

大正十一年四月  
隈侯爵郵贈

員ヲ互選ス前項多額直接國稅ハ滿  
五箇年間納ムル所ノ稅額ヲ通シ算  
定シタル平均額ニ依ル

第二條 衆議院議員選舉法第七條

第九條第十條第十二條第十四條

第十五條第十七條ハ本令ニ適用

ス但シ第九條第十條第十二條ハ

被選人ニ限ル

第三條 華族ノ當主ハ第一條ノ資  
格ヲ有スルモ選舉人及被選人  
ルコトヲ得ス

第四條 本令ニ定メタル互選資格

ヲ有スル者ハ仍衆議院議員ノ被

選人タルコトヲ得但シ其ノ選挙

ノ權ヲ行フコトヲ得ス

第二章 互選名簿

第五條 各府縣知事ハ選舉ヲ行フ  
ノ前其ノ年四月一日ヲ期トシ其  
ノ府縣内ニ於テ互選資格アル者  
十五人ノ名簿ヲ製スヘシ  
互選名簿ハ互選人ノ姓名、職業、身  
分、住所、生年月、土地或ハ工業商業  
ニ付納ムル所ノ直接國稅ノ細別  
高及總額并ニ納稅地位官アル者  
ハ其ノ位官ヲ記載スヘシ

第六條 納税同額ノ者ハ生年月ノ  
長者ヲ先ニシ同年月ノ者ハ抽籤  
ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第七條 府縣知事ハ互選人ノ姓名  
ヲ管内ニ告示シ併セラ之ヲ各互  
選人ニ通知スヘシ



第八條 府縣知事ハ四月二十一日  
ヨリ十五日間互選名簿ヲ府縣廳  
ニ於テ縦覽セシムヘシ

第九條

互選資格ヲ得ヘキ者ニシ

テ自ラ互選名簿ニ記載セラレサ

ルコトヲ發見シタルトキハ其ノ

理由書及澄憑ヲ具ヘテ縦覽期限

内ニ府縣知事ニ申立ツルコトヲ

得

互選資格ヲ得ヘカラサル者ニシ

テ互選名簿ニ記載セラレタルコ

トヲ發見シタルトキハ凡ソ互選

資格アル者及互選資格ヲ得ヘキ

者ハ皆第一項ノ手續ニ依リ改正  
ヲ求ムルコトヲ得  
期限ヲ經過シタル後前項ノ申立  
ヲ為スモ其ノ効ナシ

第十條 府縣知事前條ノ申立ヲ受

ケタルトキハ其理由及澄憑ヲ審  
査シ必要ナル場合ニ於テハ申立  
人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立  
ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ  
之ヲ判定スヘシ若名簿ヲ改正ス  
ヘシト判定シタルトキハ直ニ之  
ヲ改正シ其ノ由ヲ申立人及被告  
人ニ通知シ併セテ管内ニ告示ス  
ヘシ

第十一條 申立人又ハ被告人府縣

知事ノ判定ニ服セサル者ノ為ニ

ハ衆議院選舉法第二十六條第二

十七條第二十八條ヲ本令ニ適用

ス

第十二條 互選名簿ハ六月一日ヲ  
以テ確定期トシ次回ノ改正ノ時  
マテ之ヲ据置クヘシ

第十三條 補闕選舉ノ命アルトキ

ハ其ノ府縣ニ限リ前數條ニ依リ  
互選名簿ヲ改正スヘシ

第三章 選舉

第十四條 選舉ハ六月十日府縣廳

ニ於テ之ヲ行ヒ府縣知事又ハ其  
ノ代理者之ヲ管理ス

第十五條 府縣知事ハ投票ノ時間  
ヲ定メ遲クトモ選挙ノ期日ヨリ  
七日前ニ各選挙人ニ通知書ヲ發  
送スヘシ



第十六條 府縣知事ハ互選人ノ中  
最高額納税者三人ヲ指名シ選挙  
立會人トシ遅クとも選挙ノ期日  
ヨリ七日前ニ之ヲ通知シ選挙會  
場ニ參會セシムヘシ

第十七條 互選人ハ選挙ノ當日本

人自ラ府縣廳ニ至リ互選名簿ノ

對照ヲ受ケ投票スヘシ

本人若疾病事故ニ因リ出頭シ能

ハサルトキハ醫師ノ診斷書又ハ

其ノ他ノ證據ヲ以テ之ヲ證明シ

他ノ互選人ニ委託シ投票スルコ

トヲ得

第十八條 投票ハ自己ノ姓名ヲ記  
載シテ封緘スヘシ

第十九條 投票終結ノ後選舉管理  
者ハ立會人ト共ニ互選人ノ面前  
ニ於テ投票ヲ點檢シ其ノ結果ヲ  
宣告スヘシ但シ當選人其ノ場ニ  
アラサルトキハ文書ヲ以テ速  
ニ其ノ由ヲ本人ニ通知スヘシ

第二十條 選舉人自己ノ姓名ヲ記  
載セス又ハ規定外ノ文字ヲ記載  
シタル投票ハ無効トス但シ被選  
人ノ指名ヲ誤ラサル為ニ其ノ官  
位、職業、身分、住所ヲ附記シ又ハ敬  
稱ヲ用井タルモノハ此ノ限ニ在  
ラス

第二十一條 投票ノ結果ニ付異議  
ヲ申立ツル者アルトキハ立會人  
ノ意見ヲ聞キ選舉管理者之ヲ決  
定ス此ノ決定ニ對シテハ貴族院  
ニ訴フルコトヲ得但シ其ノ出訴  
期限ハ貴族院開會後十日以内ト  
ス

第二十二條 無効ノ投票ハ抹線ヲ  
加ヘ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載  
スヘシ

凡ソ投票ハ其ノ有効ナルト無効  
ナルトヲ問ハス六箇月間保存シ  
期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツ  
ヘシ

第二十三條 選舉ニ關リ告訴告發

ヲ為シ又ハ貴族院ノ判決ヲ求ム

ルトキハ前條ノ期限ヲ經過スル

モ裁判確定又ハ貴族院ノ判決ニ

至ルマテ其ノ投票ヲ保存スヘシ



第二十四條 投票總數ノ最多數ヲ  
得タル者ハ之ヲ當選人トス  
投票同數ナルトキハ生年月ノ長  
者ヲ以テ當選人トス同年月ナル  
トキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十五條 選舉管理者ハ選舉明  
細書ヲ作り選舉ニ關ル一切ノ事  
項ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署  
名捺印シ其ノ副本ヲ貴族院ニ送  
致スヘシ

第二十六條 當選人ニシテ其ノ當  
選ヲ辭スルトキハ次ノ投票多數  
ヲ得タル者ノ中ヨリ順次ニ當選  
人ヲ定ムヘシ  
當選人當選ヲ辭スルコトヲ得ル  
ハ選舉ノ日ヨリ十日以内ニ限ル

第二十七條 當選人確定シタルト

キハ府縣知事ハ當選人ノ資格ヲ

録シ内閣總理大臣ニ上申シ内閣

總理大臣ハ之ヲ上奏シテ勅命ヲ

請フヘシ

第二十八條 若當選人ニシテ貴族

院議員タルニ適當ナラスト認メ  
ラル、トキハ勅命ヲ以テ更ニ之  
ヲ互選セシムルコトアルヘシ  
再度ノ選舉ニ於テ仍前ノ選舉ト  
同一ノ結果ヲ得タルトキハ府縣  
知事ハ次ノ投票多數ヲ得タル者  
ノ姓名ヲ併<sup>セ</sup>テ上申シ内閣總理大  
臣ハ之ヲ上奏シテ更ニ勅命ヲ請  
フヘシ

第二十九條 議員ニ副員アルトキ

ハ貴族院議長ヨリ内閣總理大臣

ヲ經由シテ上奏シ内閣總理大臣

ハ勅旨ヲ奉シ補副選舉ヲ關クハ

キコトヲ其ノ府縣知事ニ命スヘ

シ

補副選舉ヲ行フノ時期及手續ハ

通常選舉ノ例ニ同シ

第三十條 補闕議員ノ任期ハ前議  
員ノ任期ニ依ル

第四章 通則

第三十一條 互選人ハ選舉場ニ於

テ總テ選舉管理者ノ取締處分ニ

服從スヘシ



第三十二條 選舉ニ關ル費用ハ國  
庫ヨリ支辨スヘシ

第三十三條 衆議院議員選舉法第  
八十九條ヨリ第九十九條ニ至ル  
マテ及第百二條第百三條第百四  
條ハ本令ニ適用ス

第三十四條 互選人選舉ニ関ル罪  
ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ  
又ハ再ヒ罰金ノ刑ニ處セラレタ  
ル者ハ互選名簿ヨリ除名セラル  
ヘシ

第三十五條 將來此ノ勅令ノ條項  
ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴  
族院ノ議決ヲ經ヘシ

